

# バス運転者の労働時間等の改善基準告示の遵守について

## 旅客運輸規則上の事業者の責務

### 過労防止等について

過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定めなければならない。

### 運転基準図について

次の事項を記載した運転基準図を作成して運転者に指導しなければならない。

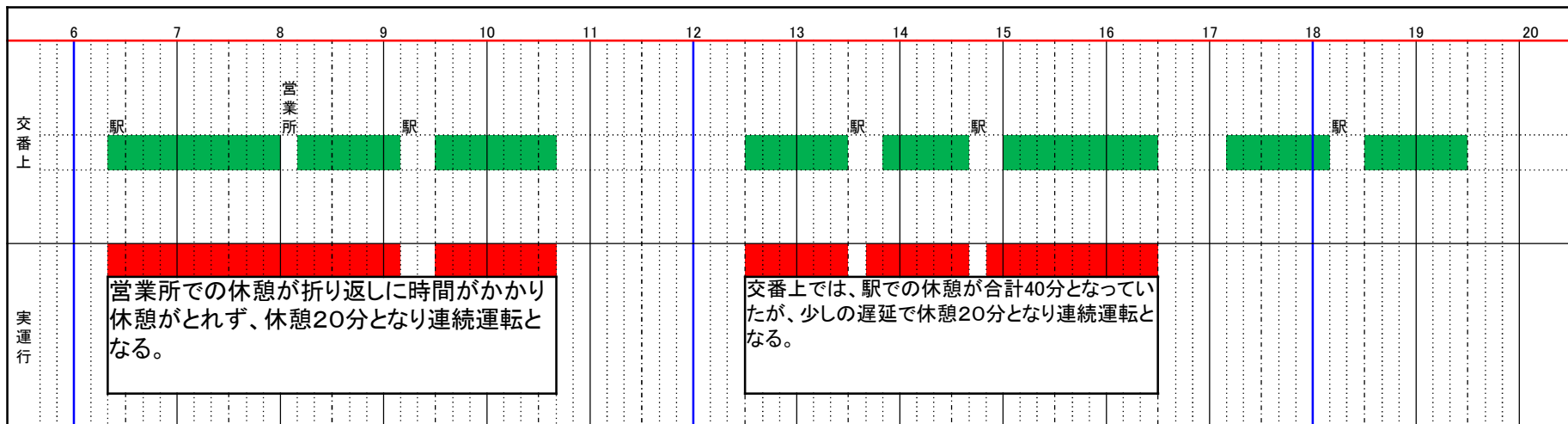
- (1) 停留所の名称及び位置並びに隣接する停留所間の距離
- (2) 標準の運転時分及び平均速度
- (3) 道路の主なこう配、曲線半径、幅員及び路面の状態
- (4) 踏切、橋、トンネル、交差点、待避所及び運行に際して注意を要する箇所の位置

## バス運転者の労働時間の主な基準

1. 拘束時間:4週平均1週65時間 2. 最大拘束時間:1日16時間以内（ただし15時間超は、1週間につき2回まで）
3. 休息期間:勤務終了後8時間以上 4. 運転時間:2日平均1日最大9時間、4週平均1週40時間以内
- 5. 連続運転時間:4時間**(中断は1回連続10分以上、かつ、合計30分以上)まで

## 乗合バス(コミバスを含め)を運行する事業者の実態

運転基準図を基に勤務交番等を作成して、労働管理を行っているが、地域公共交通活性化のため、サービスの向上を求めた結果、路線が複雑化となり、勤務交番上では問題はないものの、わずかな遅延等で、連続運転となる事案が散見される。



〇〇バス株式会社 運転基準図

(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項、第48条第1項第10号)

運行系統番号及び系統名

N12  
〇〇団地線

起点

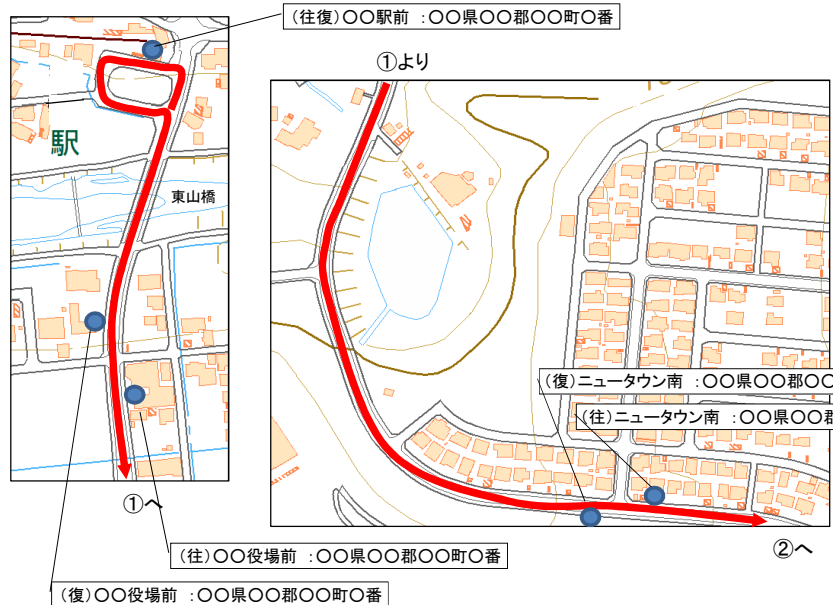
〇〇駅前

主な経過地

ニュータウン南

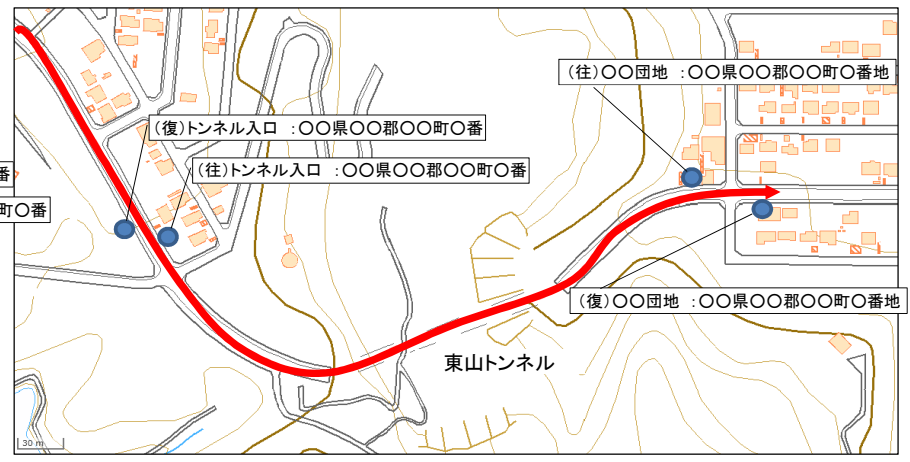
終点

〇〇団地

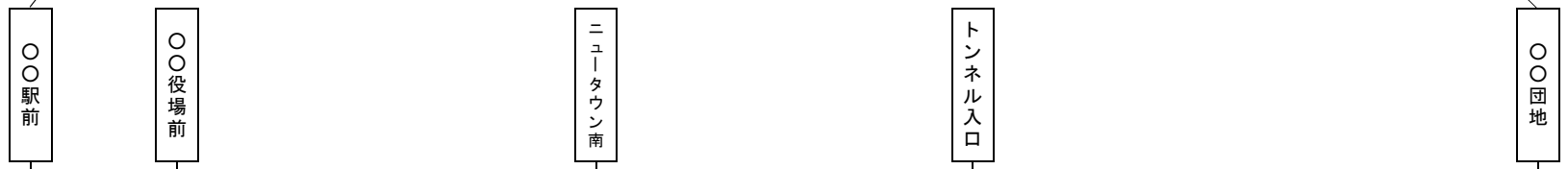


【注意】運転基準図は、必ずしも地図を使わなければならないということではなく、手書き等による作成でも可。

②より



停留所名



乗客降車後、車内確認後速やかにロータリー内待機所に移動。  
発車2分前に待機所から停留所に移動。アイドリングストップ遵守。

往路 (→)	停留所区間距離	km	0.2	0.3	0.2	0.4	次頁へ続く	
	区間距離(累計)	km	-	0.5	0.7	1.1		
	標準運転時分	分	2	1	1	1		
	累計運転時分	分	3	3	4	5		
	平均速度	km/h	12	18	12	24		
	道路状況	主なこう配		-	登り勾配10%	-		-
		曲線半径(カーブ)	m	ロータリー内R20	-	-		-
		幅員	m	3	3	3		3
		路面の状態		アスファルト舗装	アスファルト舗装	アスファルト舗装		アスファルト舗装
		制限速度	km/h	30	30	30		40
その他事項			橋梁凍結注意	対向車線はみ出し車注意	-	トンネル内ライト点灯		
復路 (←)	停留所区間距離	km	0.2	0.3	0.2	0.4		
	区間距離(累計)	km	1.1	0.9	0.6	-		
	標準運転時分	分	2	1	1	1		
	累計運転時分	分	5	3	2	2		
	平均速度	km/h	12	18	12	24		
	道路状況	主なこう配	%	-	下り勾配10%	-	-	
		曲線半径(カーブ)	m	ロータリー内R20	-	-	-	
		幅員	m	3	3	3	3	
		路面の状態		アスファルト舗装	アスファルト舗装	アスファルト舗装	アスファルト舗装	
		制限速度	km/h	30	30	30	40	
その他事項			橋梁凍結注意	エンジンブレーキ使用	-	トンネル内ライト点灯		